

養護老人ホームいぶきの里契約入所実施要領

(趣旨)

第1条 養護老人ホームいぶきの里は、在宅での生活が困難な高齢者が、健康で、安心して、生きがいを持って、尊厳ある生活が送れるよう、契約入所を実施する。

(対象者)

第2条 契約入所の対象者は、生活困窮、認知症、障がい、虐待等、多様な生活課題を抱え、かつ養護老人ホームの措置入所にならない概ね60歳以上の高齢者とする。

(人数)

第3条 契約入所者の人数は、定員（100名）の20パーセントの範囲内で、養護老人ホームの措置入所を妨げない範囲とする。

(利用料)

第4条 契約入所者の利用料は、栃木市老人保護措置費を準用して算定した額とする。
ただし、養護老人ホームへの措置対象にならない生活保護受給者については、生活保護費支給基準により算定した額とする。

(処遇)

第5条 契約入所者の処遇は、栃木県の養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年栃木県条例第21号）に準じ、措置入所者と同様とする。

(契約)

第6条 施設長は、入所を希望する本人及びに身元保証人と契約を締結する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、契約入所の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月1日から施行する。